

白山市監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、白山市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月31日

白山市監査委員 木 島 浩

白山市監査委員 寺 越 和 洋

1 定例監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年3月16日
- (2) 措置を講じた部局等 土木課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和6年1月30日（白山市監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p data-bbox="240 512 764 703">随意契約の運用について、再三注意を促してきたところであったが、適切とは言いがたい状況が見受けられた。</p> <p data-bbox="240 714 764 1001">契約事務に当たっては、関係法令等を遵守することはもとより、公平性や経済的合理性に十分に意を払い、客観的視点に立った適正な事務執行となるよう改善する必要がある。</p>	<p data-bbox="786 512 1391 703">課内で白山市随意契約適正執行ガイドラインを再度確認し、白山市財務規則に基づいた事務処理となるよう、周知を図った。</p> <p data-bbox="786 714 1391 801">今後とも、適正な発注契約事務に努めていく。</p>